

越後ガスサービスサブスクリプション・サービス 利用規約

越後ガスサービスサブスクリプション・サービス（以下「らくスク」と称す）は越後ガスサービス株式会社（以下「当社」と称す）が利用規約に基づき契約したユーザー（以下「ユーザー」と称す）に対して提供する当社の商品の月額サブスクリプション・サービスである。ユーザーは、本利用規約を理解したうえで本サービスを利用するものとする。

第1条（目的）

当該サービスはこの越後ガスサービスサブスクリプション・サービス利用規約（以下「本利用規約」と称す）に基づき、当社は、ユーザーに対して、当社の商品の利用権の賃貸又は転貸（以下「賃貸」と総称す）し、ユーザーは、当社から、これらの商品を賃借又は転借（以下「賃借」又は単に「利用」と総称す）するものとする。

第2条（当該サービスの内容）

- 1 本契約において許諾の対象となるものは当社の販売する機器（以下「機器」と称す）によるものとする。別途交付する当社制定の書式である契約申込書（以下「契約申込書」と称す）に定める種類・内容の機器とする。又、らくスクには、サブスクリプション期間中に当社がユーザーに対しての機器の保守、情報提供を含むものとする。
- 2 機器の仕様、使用環境は、契約申込書及び付属マニュアルに定めるとおりとする。但し、これら仕様等については、変更された際に、当社の任意の判断で変更する場合がある。

第3条（利用許諾）

- 1 当社は、ユーザーに対し、契約期間中、ユーザーが利用料を支払うことを条件に、当社の販売する商品を、契約申込時に届出のあった住居等に設置することによって利用する権利を付与するものとする（以下「利用権」と称す）。
- 2 利用権は、非独占的であり、かつ、再許諾（サブライセンス）不可、譲渡不能のものとする。

第4条（契約期間）

契約期間は契約する機器によって個別に定めるものとする。

第5条（利用料金）

- 1 らくスクの利用料金については別表1による。又、当社は社会情勢や機器の廃番による入替の際に料金を変えることができる。その際にはユーザーに事前に通知するものとする。
- 2 初月の料金の取り扱いは無料とする。
- 3 利用料金については株式会社 ROBOT PAYMENT（ロボットペイメント）の決済代行サービスにて決済することとする。

第6条（遅延損害金）

- 1 当社は、ユーザーが本契約に基づく支払いを遅延したとき、又は期限の利益を喪失時にユーザーに対し相当の催告をしたのちに、当社に対し弁済期の翌日から支払済みに至るまで残元金に対する年3%（年365日割計算）の割合による遅延損害金の支払を請求できるものとする。又、法務省令により法定利率が変動した場合は法務省令の利率によるものとする。
- 2 当社はユーザーが2か月料金未納の場合は、相当の催告をしても改善が見られない場合においては機器を取り外すことができる。なお取り外しの費用はユーザーが負担するものとする。
- 3 当社はユーザー側の事情を斟酌し、前項の措置を延期することができる。

第7条（利用条件）

- 1 らくスクの利用条件は以下に定める要件を満たしたユーザーが利用できるものとする。
 - (1) 機器設置住宅を所有する者
 - (2) 職を有する者又は公的な年金受給者
 - (3) クレジットカードでの決済が可能なる者
 - (4) メールアドレスを所持し利用可能な者
 - (5) 契約時年齢18歳以上の者
- 2 上記各項を満たすものであっても以下に該当する場合は当社は契約を拒否できるものとする。
 - (1) 当社かららくスク契約者としての義務を果たせないと判断した者
 - (2) 契約申込時に虚偽の事項を記載して申し込んだ者
 - (3) その他、当社が契約を相当でないと判断した者

第8条（損害保険・保証会社）

当社はユーザーが機器を利用するにあたり動産総合保険に必ず加入することとする。また当社は保証会社との保証契約も締結するものとする。

第9条（手続き）

ユーザーは当社所定の契約申込書または Web 上にて申込を行い、当社は申込内容や利用条件に基づき契約可能の是非を判断するものとする。

第 10 条 (権利帰属)

機器の所有権は当社に帰属するものとしユーザーは利用権を所有するものとする。

第 11 条 (保証条項)

機器本体の保証は機器メーカー及び保険会社及び保証会社とする。又、機器以外は保証対象外としユーザーの実費負担とする。

第 12 条 (支払不能)

当社はユーザーが支払不能な状況になった場合は契約を終了することができる。但し、当社の判断で相続人や引き続き利用を希望する者に契約を変更することができる。

第 13 条 (解除)

- 1 当社は当社の経営悪化などの事由でらくスクが継続困難となった場合は解除予定日 1 か月前に解除を通告することで解除することができる。又、解除予定日が 1 か月以内の場合はユーザーと協議の上契約を解除することができる。
- 2 ユーザーが利用規約違反や社会通念上許しがたい行為を行った場合は、当社は契約を解除することができる。この場合の途中解約清算金や取り外し費用はユーザーが負担するものとする。又、ユーザーは室内機器の取り外しについては、当社の取り外し作業に協力することとする。

第 14 条 (解約)

- 1 契約期間中の途中解約は原則不可とする。但し当社が定める途中解約時の機器の清算金についてユーザーが了承した場合可能とする。なお解約は解約希望日の 1 か月前までに申し出ることとする。
- 2 解約年月日はユーザーの解約申出年月日の翌月末日とする。
- 3 途中解約清算金の計算については別表 2 による計算式によって計算することとする。

第 15 条 (権利の譲渡の制限)

本契約中、利用権を第三者に譲渡及び賃貸することを原則禁止する。又、当サービスの機器の質入れ及び金融機関等への担保にすることを禁止する。

第 16 条 (契約中の注意義務)

- 1 ユーザーは機器の引渡しから契約が終了し機器の撤去が完了するまでの間、機器の使用、保管にあたっては善良なる管理者の注意義務に基づいて機器本来の用法、能力に従って使用し、常に正常な状態を維持管理することとする。
- 2 ユーザーは機器の使用及び管理に関する官公庁等の関係法令、規則及び指示を遵守しなければならない。
- 3 ユーザーは当社に対して通知義務を負うものとする。
- 4 ユーザーは当社の許可なく機器を取り外してはいけない。取り外した場合、当社は当社の判断にて解約とみなすことができる。
- 5 機器の保管、維持に関する費用は、全てユーザーの負担とする。
- 6 ユーザーは、機器の使用によって第三者に損害を与えたときは、自己の責任において解決し、当社は一切の責を負わない。

第 17 条 (通知義務)

- 1 ユーザーは、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を当社に速やかに連絡する。
 - (1) 契約期間中の機器について故障・盗難・滅失（修理不能、盗難及び所有権の侵害を含む、以下同じ）或いは毀損（所有権の制限を含む、以下同じ）、ユーザー都合の機器の取り外しがあつた場合
 - (2) ユーザーが契約申込時に届出た内容に変更が生じたとき（氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど）
 - (3) 契約中の機器につき、第三者から強制執行、その他法律的・事実的侵害があつたとき
- 2 機器について第三者が当社の所有権及びユーザーの利用権を侵害するおそれがあるときは、ユーザーは自己の責任と負担で、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を当社に連絡する。

第 18 条 (機器の保守・サポート)

- 1 契約中の機器が故障した際はユーザーはまず当社に連絡を入れ、当社を窓口とすることとする。
- 2 修理対応の責任は機器メーカー及び保険会社及び保証会社とする。
- 3 当社及び機器メーカー及び保険会社及び保証会社は速やかに適切な措置を取ることとするが、天災・雪害・災害および休業期間等やむを得ない場合は営業可能日より措置を取るために活動するものとする。
- 4 上記第 3 項における修理対応の遅れも機器メーカー及び保険会社及び保証会社の責任とし当社の責任としないものとする。

第 19 条 (契約期間満了後の取扱)

- 1 らくスク契約期間終了時、ユーザーは、以下の選択をすることができる。
 - (1) 契約を継続することとし、新たな機器と交換する
 - (2) 契約を終了し、新たな機器を購入する

- (3) 契約を終了し、らくスク延長プランとして再契約を締結し、使用していた機器を継続使用する
 - (4) 契約を終了し、機器を撤去する
- 2 ユーザーは契約継続にあたっては返答期間としてらくスク契約終了年月日の 1 か月前までに返答することとする。なお返答がない場合は契約を終了するという意思表示とみなし前項の『(4) 契約を終了し、機器を撤去する』を適用することとする。
 - 3 契約を継続する際、新たな機器の利用料金と差額が生じる際はユーザーが差額を負担するものとする。

第 20 条 (賠償責任)

当該機器を通常予測し得えない使用方法にて使用して起こした過失や通常使用下での重過失についてはユーザーの負担とする。

第 21 条 (機密保持)

当社は別に定めるプライバシーポリシーに則りユーザーの個人情報を保護するものとする。

第 22 条 (原状回復)

本契約の終了後の原状回復については、ユーザーの負担とするものとする。

第 23 条 (反社会的勢力の排除)

- 1 当社は新潟県暴力団排除条例第 12 条に基づき、ユーザーが、暴力団員等でないことを確認し、契約時においてユーザーが暴力団員等でないことを書面で誓約させるなど暴力団排除のための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 ユーザーは、当社に対し、本件契約時において、ユーザーが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 3 ユーザーは、当社が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

第 24 条 (反社会的勢力との契約の解除等)

- 1 当社は、ユーザーが反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本件契約を解除することができる。
- 2 当社が、前項の規定により、個別契約を解除した場合には、当社は解除によるユーザーの損害を賠償する責を負わない。
- 3 第 2 項の規定により当社が本契約を解除した場合には、ユーザーは当社に対し解約清算金を支払う。

第 25 条 (協議)

本契約の定めに関して疑義が生じた場合は、ユーザー及び当社は信義誠実の原則及び法律の定めに従い協議し、円満解決を図るものとする。

第 26 条 (合意管轄)

ユーザー及び当社は本契約に関する一切の紛争(裁判所の調停手続きを含む) 解決については、新潟地方裁判所又は新潟簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

- 1.本利用規約は、令和 3 年 4 月 2 0 日から施行する。
- 2.本利用規約は、令和 3 年 4 月 3 0 日から改正する。
- 3.本利用規約は、令和 4 年 9 月 3 0 日から改正する。
- 4.本利用規約には、以下を付属する。
 - ・らくスク利用規約 別表 1
 - ・らくスク利用規約 別表 2